

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月8日

【四半期会計期間】 第102期第2四半期
(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石 田 建 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総合企画部長兼財務企画部長 佐 藤 昌 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総合企画部長兼財務企画部長 佐 藤 昌 孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第101期 第2四半期 連結累計期間	第102期 第2四半期 連結累計期間	第101期
会計期間		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
営業収益	(百万円)	26,440	50,152	67,854
純営業収益	(百万円)	25,392	49,078	65,954
経常利益	(百万円)	3,255	20,165	17,320
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,721	14,480	11,273
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,411	15,440	13,926
純資産額	(百万円)	111,641	135,789	122,397
総資産額	(百万円)	632,480	715,140	630,061
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	6.53	54.71	42.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)		54.39	42.66
自己資本比率	(%)	17.6	18.8	19.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	75,133	494	79,020
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,435	3,561	1,767
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	55,144	3,424	75,863
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	64,796	46,898	48,491

回次		第101期 第2四半期 連結会計期間	第102期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	3.06	19.04

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 2 第101期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、子会社22社及び持分法適用関連会社4社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

平成25年6月、以下の2社を新たに連結子会社として追加いたしました。平成25年7月より、これら2社は特定子会社に該当しております。

Asia-Pacific Rising Fund Limited

Asia-Pacific Rising Master Fund Limited

平成25年6月、以下の2社を連結の範囲から除外(非連結子会社へ変更)いたしました。

Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited

Tokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited

平成25年9月、以下の会社を連結の範囲から除外(持分法適用関連会社へ変更)いたしました。

池田泉州T T証券株式会社(平成25年7月、池田泉州T T証券準備株式会社より商号を変更)

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は四半期決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行わなければなりません。また、経営者は退職金、投資、法人税等に関して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる方法により見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積り方法が適切であると判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針が、当社グループの四半期連結財務諸表の作成において用いられる判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

退職給付費用

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当第2四半期連結累計期間の経営成績

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、いわゆるアベノミクスに伴って円安と株高が進行し、企業収益の改善や高額商品の販売好調等を通じて緩やかに回復しました。5月下旬から円安と株高は一服したものの、7月から9月の中国景気がやや持ち直し、アベノミクスに信頼を寄せる産業界の自信回復も大きく、経営者のマインドは明るさを保ちました。一方、賃金の上昇を伴わない物価の上昇も懸念されましたが、平成32年(2020年)の夏季オリンピック・パラリンピック開催地に東京が選出されたことが消費者のマインドの向上に寄与しました。また、米国では6月、FRB(米連邦準備理事会)が年内の量的緩和の縮小を示唆しましたが、縮小は実施されず、今日に至っております。

株式流通市場では、日経平均株価は、4月に12,300円台で始まった後、日銀の異次元緩和の発表、アベノミクスの「第三の矢」である新たな成長戦略の発表を好感し、5月23日に一時16,000円に迫る高値をつけました。しかし、上昇ピッチが速かった反動に加え、米国における量的緩和の縮小に対する懸念や成長戦略の具体策欠如等が嫌気され、日経平均株価は6月13日に一時12,400円台まで下落しました。その後、日銀が緩和ペースを速めたことや、来春の消費税率引き上げと引き換えに法人税率の引き下げが検討されたことを好感して持ち直し、14,455円で9月末を迎えました。4月から9月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆8,121億円と、前年同期の1兆1,236億円を大きく上回りました。

債券流通市場では、長期金利の指標である10年物国債利回りは4月に0.5%台で始まった後、異次元緩和によって日銀が国債を大量に買い上げるとの見方から急低下(価格は上昇)し、4月5日には一時0.315%の過去最低金利を記録しました。しかし、円安と株高による景気回復観測や、2%という政府・日銀の物価上昇率目標が意識されたこと等により、10年物国債利回りは5月23日に一時1.000%まで上昇(価格は低下)しました。その後、日銀による国債買い上げの継続、預貸率の低迷等によって民間銀行の余剰資金が増加し、これが国債の買いにつながり、10年物国債利回りはじりじりと低下し、0.680%で9月末を迎えました。

当社グループでは、経営計画「Ambitious 5(アンビシャス ファイブ)」に基づくアライアンス戦略の一環として、当社と株式会社池田泉州ホールディングスとの合併会社である池田泉州TT証券株式会社が9月に営業を開始いたしました。なお、同社は、開業にあわせて株式会社池田泉州ホールディングスから出資を受け、当社の連結子会社(出資比率100%)から持分法適用関連会社(同40%)へ変更となりました。

当社と株式会社横浜銀行との合併会社である浜銀ＴＴ証券株式会社につきましては、株式会社横浜銀行との連携を強化するため、９月に当社が保有する浜銀ＴＴ証券株式会社の株式の一部を株式会社横浜銀行へ譲渡し、当社の出資比率は49%から40%へ変更となりました。

また、当社と株式会社西日本シティ銀行との合併会社である西日本シティＴＴ証券株式会社では５月に宮崎支店を、当社と株式会社山口フィナンシャルグループとの合併会社であるワイエム証券株式会社では９月に柳井支店を新設し、それぞれネットワークの強化を図りました。

海外のアライアンスにつきましては、９月に当社は、商品・サービスの拡充を目的に、ファースト・メトロ・インベストメント・コーポレーション(資産規模がフィリピン第２位のユニバーサル・バンクであるメトロポリタン銀行傘下の投資銀行)と、本邦の証券会社グループとしては初の業務提携を行いました。

当社グループの中核である東海東京証券株式会社では、４月に設置したウェルスマネジメント本部において、名南コンサルティングネットワークとの連携により、富裕層向け税務・法務等の専門家の紹介・相談サービス「プレミア・コンサルティング・デスク」を、本社(名古屋市)にあるミッドランド・プレミアサロンにて９月から開始いたしました。また、１０月には同本部において、開業医・医療法人に対する資産運用、事業承継、タックス・プランニング等のソリューションを提供する専門部署として「プレミアメディカル部」を新設いたしました。

将来に向けて資産を形成していく層を新たなお客様として取り込むべく、東海東京証券株式会社では１１月より、お客様の利便性向上のため、電話とインターネットに限定した取引でも投資の相談ができる「ダイレクト口座」を新たに設けることといたしました。また、平成26年１月からの少額投資非課税制度(愛称：NISA(ニーサ))の開始に向けて、各種キャンペーンの実施等によりNISAの浸透に注力するとともに、お客様の投資目的・投資対象にあわせた商品ラインアップを取り揃えるなどの準備を行っております。さらに、働く女性を主な対象としたイベントやセミナーの開催、ウェブサイトの提供等、女性のお客様の開拓にも注力しております。

なお、当社グループでは、ダイバーシティ(多様なバックグラウンドを持った人材の活用)の推進への取り組みとして、７月より育児休業期間及び育児短時間勤務期間を延長したほか、介護や育児等やむを得ない事情で退職した人材を対象に再雇用の機会を創出する「キャリアブリッジ制度」の導入等、女性にとって働きやすい環境の整備に努めております。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

受入手数料

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	2,452	14	51		2,518
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	341	125			467
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	4	6,318		6,323
その他の受入手数料	33	6	2,081	715	2,837
合計	2,828	151	8,451	715	12,147

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	14,666	21	224	0	14,912
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	285	156			442
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	3	13,278		13,282
その他の受入手数料	105	8	2,465	804	3,384
合計	15,058	190	15,968	804	32,021

当第2四半期連結累計期間の委託手数料は492.0%増加(前年同期比。以下、(2)において同じ。)し149億12百万円となりました。このうち株券は、東海東京証券株式会社における株式委託売買代金が381.3%増加し2兆4,499億円となったことから497.9%増加し146億66百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は5.4%減少し4億42百万円となりました。このうち株券は、引受件数は増加したものの、引受額が減少したことにより16.4%減少し2億85百万円となりました。また、債券は24.6%増加し1億56百万円となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は110.1%増加し132億82百万円となりました。このうち受益証券は、主に世界の高配当利回りの公益株、米国の「シェール革命」関連株、エマージング債券に投資する投資信託等の販売が好調であったことから110.1%増加し132億78百万円となりました。

その他の受入手数料は19.3%増加し33億84百万円となりました。このうち受益証券の代行手数料は、投資信託の純資産残高が14.4%増加したことから18.4%増加し24億65百万円となりました。また、保険の取扱手数料は26.2%増加し4億20百万円となりました。

以上の結果、受入手数料の合計は163.6%増加し320億21百万円となりました。

トレーディング損益

連結累計期間	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	3,135	180	2,955	2,233	2,162	4,396
債券・為替等トレーディング損益	7,005	2,894	9,900	13,596	1,239	12,356
合計	10,141	2,714	12,855	15,829	922	16,752

当第2四半期連結累計期間の株券等トレーディング損益は48.7%増加し43億96百万円の利益となりました。

また、外貨建債券や仕組債の販売が好調であったことから、債券・為替等のトレーディング損益は24.8%増加し123億56百万円の利益を計上いたしました。

以上の結果、トレーディング損益の合計は30.3%増加し167億52百万円の利益となりました。

販売費及び一般管理費

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、取引関係費が支払手数料や広告宣伝費の増加等から59.1%増加し66億4百万円となりました。人件費は業績連動による賞与引当金の増加等から43.2%増加し158億69百万円となりました。また、事務費は取引量の増加に伴いシステムのランニングコストが増加したことにより18.5%増加し30億9百万円となりました。

一方、減価償却費については前連結会計年度中に大型投資の償却期間が終了したため、25.1%減少し9億58百万円となりました。

以上の結果、販売費及び一般管理費の合計は33.7%増加し306億44百万円となりました。

営業外損益

当第2四半期連結累計期間の営業外収益は105.2%増加し19億9百万円となりました。このうち持分法による投資利益は、合併証券の業績が好調だったことから518.6%増加し10億12百万円を計上いたしました。

特別損益

当第2四半期連結累計期間の主な特別損益は、池田泉州TT証券株式会社の第三者割当増資に伴う当社持分比率の低下による持分変動利益8億94百万円、当社が保有する浜銀TT証券株式会社の株式の一部売却による関係会社株式売却益3億34百万円をそれぞれ計上したほか、子会社が保有する不動産物件の売却による固定資産売却益2億93百万円、投資有価証券売却益1億90百万円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は89.7%増加し501億52百万円、純営業収益は93.3%増加し490億78百万円、販売費及び一般管理費は33.7%増加し306億44百万円となり、営業利益は645.0%増加し184億33百万円、経常利益は519.3%増加し201億65百万円、四半期純利益は741.3%増加し144億80百万円となりました。

(3) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は850億78百万円増加(前連結会計年度末比。以下、(3)において同じ。)し7,151億40百万円となりました。このうち流動資産は859億40百万円増加し6,778億52百万円となりました。主な増減は、預託金が、顧客の預り金及び受入保証金の増加に伴う顧客分別金信託の積み増しにより85億99百万円増加し318億88百万円に、信用取引資産が株式市場の活況による信用建玉の増加により113億67百万円増加し431億84百万円に、有価証券担保貸付金が債券レポ取引や現先取引の増加により645億23百万円増加し3,340億92百万円となりました。また、固定資産は8億62百万円減少し372億88百万円となりました。

負債合計は716億86百万円増加し5,793億51百万円となりました。このうち流動負債は754億43百万円増加し5,748億31百万円となりました。主な増減は、トレーディング商品(負債)が債券のショートポジション増加により277億73百万円増加し1,217億29百万円に、約定見返勘定が227億32百万円減少し109億43百万円に、有価証券担保借入金が現先取引の見合いで債券レポ取引(貸付)の増加により476億43百万円増加し2,013億11百万円に、預り金は募集期間中の顧客からの受入金等により182億40百万円増加し368億29百万円となりました。また、固定負債は長期借入金返済等により38億1百万円減少し42億87百万円となりました。

純資産合計は133億91百万円増加し1,357億89百万円となりました。これは主に利益剰余金が113億7百万円増加したことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況等

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは4億94百万円のキャッシュの収入(前年同期は751億33百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が218億26百万円となり、前連結会計年度末に比べトレーディング商品(負債)が277億73百万円、有価証券担保借入金347億68百万円、預り金が182億81百万円それぞれ増加したため収入となる一方、顧客分別金信託が87億50百万円、信用取引資産が116億7百万円、有価証券担保貸付金が516億48百万円それぞれ増加したため支出となることに加え、法人税等の支払額91億32百万円によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは35億61百万円のキャッシュの収入(前年同期は14億35百万円の収入)となりました。これは主に、当社が保有する浜銀TT証券株式会社の株式の一部売却に伴う関係会社株式の売却による収入10億50百万円、投資有価証券の売却による収入5億78百万円、投資不動産の売却による収入27億32百万円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは34億24百万円のキャッシュの支出(前年同期は551億44百万円の支出)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出24億24百万円のほか、配当金の支払額31億73百万円によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末の残高は、前連結会計年度末より8億78百万円増加し、連結範囲の変更に伴い現金及び現金同等物が24億72百万円減少したため468億98百万円(前年同期は647億96百万円)となりました。

資金需要

当社グループの資金需要は主に運転資金であり、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関係費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間における当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

平成24年4月よりスタートさせた経営計画「Ambitious 5 (アンビシャス ファイブ)」におきまして、「Leading Player in ASIA(リーディング プレイヤー イン アジア)」を目指し、以下5つの戦略を掲げ、これらに沿った諸施策に取り組んでおります。

- | | |
|--|---|
| Community & the Middle
(戦略的地域・顧客への特化) | : 各地域の特性にあった営業戦略を立案し、基盤拡大につなげるとともに、ホームマーケットである中部地区での圧倒的な存在感の確立を目指します。また、より重点を置くお客様のターゲットをザ・ミドル(中堅法人、オーナー)、ザ・クラス(富裕層)とし、その開拓と拡大に注力いたします。 |
| Alliance & Platform
(事業基盤の積極拡大) | : これまでのアライアンス戦略で培ったプラットフォーム(証券ビジネスに必要なインフラや機能等)をさらに拡大・充実させ、新たなアライアンス先との合併会社、買収先、同業他社等に提供することにより、グループ全体の基盤と収益の拡大を図ります。 |
| Expertise
(専門的ノウハウ) | : 営業員のスキルアップや営業員をサポートする体制の整備を図るとともに、独自商品の開発力を向上させ、商品の競争力を一段と強化いたします。また、相続、事業承継等お客様の課題解決につながる提案力を強化いたします。 |
| Humanity
(人間味溢れる企業) | : チームワークを重視した新たな営業体制(チーム制、チーム評価制度)を導入するほか、ダイバーシティ(多様なバックグラウンドを持つ人材の活用)を推進することにより、人間味溢れる企業風土を醸成いたします。また、社員個人が自立して個性を磨く・伸ばすことに対して、環境整備・研修支援等により強力にバックアップし、個々の成長した能力を最大限活かします。 |
| Risk Management
(危機対応力の強化) | : リスク管理、コンプライアンス態勢、財務基盤をさらに強化することで、様々なリスクに対応できる体制を整備いたします。 |

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下のとおりです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成24年度より経営計画「Ambitious 5」を推進しております。さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べているなど、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第101期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わないなど、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後にはのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間(第101期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第101期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	平成25年8月26日
新株予約権の数(個)	979(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	979,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり797(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年10月1日～平成30年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 949 資本組入額 475(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
- なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
- 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日		280,582,115		36,000		9,000

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	17,283,798	6.16
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市中区牛島町6-1	14,280,000	5.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	13,002,000	4.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	7,724,400	2.75
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6-10-1)	7,577,400	2.70
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	5,611,890	2.00
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800,000	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.57
計		93,716,894	33.40

(注) 1 上記のほか、平成25年9月30日現在で当社所有の自己株式15,714,006株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.60%)があります。

2 大和住銀投信投資顧問株式会社から当社株式を保有する旨の大量保有報告書が、平成24年10月17日付(報告義務発生日 平成24年10月15日)で関東財務局長に提出されておりますが、当第2四半期会計期間末現在において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
大和住銀投信投資顧問株式会社	東京都千代田区霞が関3-2-1	14,107,000	5.03

なお、同社から当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成25年11月6日付(報告義務発生日 平成25年10月31日)で関東財務局長に提出されております。

大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和住銀投信投資顧問株式会社	東京都千代田区霞が関3 - 2 - 1	9,724,300	3.47

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,714,000		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 264,644,500	2,646,445	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 223,615		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,646,445	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式6株が含まれております。
- 3 平成25年2月25日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 6 2	15,714,000		15,714,000	5.60
計		15,714,000		15,714,000	5.60

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	48,857	47,286
預託金	23,288	31,888
顧客分別金信託	21,705	30,305
その他の預託金	1,583	1,583
トレーディング商品	203,401	199,971
商品有価証券等	200,738	198,656
デリバティブ取引	2,663	1,314
信用取引資産	31,817	43,184
信用取引貸付金	29,557	41,747
信用取引借証券担保金	2,259	1,436
有価証券担保貸付金	269,568	334,092
借入有価証券担保金	209,498	230,998
現先取引貸付金	60,070	103,093
立替金	43	31
募集等払込金	238	359
短期差入保証金	7,948	14,541
短期貸付金	93	86
未収収益	2,245	2,212
繰延税金資産	2,980	2,896
その他	1,459	1,343
貸倒引当金	31	42
流動資産合計	591,911	677,852
固定資産		
有形固定資産	8,787	9,141
無形固定資産	3,001	2,528
投資その他の資産	26,361	25,618
投資有価証券	17,917	20,237
長期差入保証金	2,062	2,061
繰延税金資産	805	238
その他	6,732	4,234
貸倒引当金	1,157	1,154
固定資産合計	38,150	37,288
資産合計	630,061	715,140

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	93,955	121,729
商品有価証券等	87,628	116,604
デリバティブ取引	6,327	5,124
約定見返勘定	33,676	10,943
信用取引負債	19,074	18,880
信用取引借入金	17,065	16,382
信用取引貸証券受入金	2,009	2,498
有価証券担保借入金	153,667	201,311
有価証券貸借取引受入金	38,909	96,770
現先取引借入金	114,758	104,540
預り金	18,588	36,829
受入保証金	5,481	10,816
短期借入金	142,328	142,256
短期社債	10,000	8,300
1年内償還予定の社債	6,203	8,260
未払法人税等	8,022	6,000
賞与引当金	5,052	5,749
役員賞与引当金	93	79
その他	3,243	3,672
流動負債合計	499,388	574,831
固定負債		
社債	1,924	390
長期借入金	3,760	1,388
退職給付引当金	1,478	1,340
役員退職慰労引当金	69	64
その他	856	1,102
固定負債合計	8,088	4,287
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	187	232
特別法上の準備金合計	187	232
負債合計	507,664	579,351

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,282	33,348
利益剰余金	56,342	67,649
自己株式	4,207	4,102
株主資本合計	121,416	132,895
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,186	1,911
為替換算調整勘定	656	448
その他の包括利益累計額合計	530	1,463
新株予約権	114	113
少数株主持分	335	1,317
純資産合計	122,397	135,789
負債純資産合計	630,061	715,140

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業収益		
受入手数料	12,147	32,021
委託手数料	2,518	14,912
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	467	442
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	6,323	13,282
その他の受入手数料	2,837	3,384
トレーディング損益	12,855	16,752
金融収益	1,437	1,377
営業収益計	26,440	50,152
金融費用	1,048	1,073
純営業収益	25,392	49,078
販売費及び一般管理費		
取引関係費	4,151	6,604
人件費	11,082	15,869
不動産関係費	3,023	3,017
事務費	2,540	3,009
減価償却費	1,279	958
租税公課	309	368
貸倒引当金繰入れ	1	8
その他	530	807
販売費及び一般管理費合計	22,918	30,644
営業利益	2,474	18,433
営業外収益		
受取配当金	128	118
受取家賃	451	425
負ののれん償却額	75	-
持分法による投資利益	163	1,012
投資事業組合運用益	46	209
その他	65	144
営業外収益合計	930	1,909
営業外費用		
投資事業組合運用損	7	53
不動産賃貸原価	123	92
その他	18	32
営業外費用合計	148	177
経常利益	3,255	20,165

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
特別利益		
持分変動利益	-	894
固定資産売却益	139	293
投資有価証券売却益	0	190
関係会社株式売却益	-	334
負ののれん発生益	-	20
事業譲渡益	389	-
金融商品取引責任準備金戻入	5	-
特別利益合計	535	1,735
特別損失		
固定資産売却損	-	27
固定資産除却損	45	-
投資有価証券売却損	52	0
有価証券評価減	¹ 1,109	¹ 0
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	45
特別損失合計	1,207	74
税金等調整前四半期純利益	2,583	21,826
法人税、住民税及び事業税	1,044	7,095
法人税等調整額	191	222
法人税等合計	853	7,318
少数株主損益調整前四半期純利益	1,730	14,507
少数株主利益	9	26
四半期純利益	1,721	14,480

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,730	14,507
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	642	725
為替換算調整勘定	38	207
その他の包括利益合計	680	932
四半期包括利益	2,411	15,440
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,402	15,413
少数株主に係る四半期包括利益	8	26

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,583	21,826
減価償却費	1,279	958
負ののれん償却額	75	-
負ののれん発生益	-	20
持分法による投資損益(は益)	163	1,012
退職給付引当金の増減額(は減少)	70	137
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8	5
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	8
受取利息及び受取配当金	1,566	1,496
支払利息	1,048	1,073
有価証券評価損益(は益)	² 1,109	² 0
投資有価証券売却損益(は益)	52	189
関係会社株式売却損益(は益)	-	334
持分変動損益(は益)	-	894
事業譲渡損益(は益)	389	-
固定資産売却損益(は益)	139	266
固定資産除却損	45	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	3,024	8,750
募集等払込金の増減額(は増加)	36	120
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	12,636	3,429
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	44,957	27,773
信用取引資産の増減額(は増加)	7,042	11,607
信用取引負債の増減額(は減少)	4,322	46
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	15,481	51,648
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	89,574	34,768
預り金の増減額(は減少)	66	18,281
受入保証金の増減額(は減少)	402	5,394
その他の資産の増減額(は増加)	19,817	6,119
その他の負債の増減額(は減少)	368	21,681
小計	75,856	9,274
利息及び配当金の受取額	1,570	1,370
利息の支払額	1,097	1,017
法人税等の支払額	1,196	9,132
営業活動によるキャッシュ・フロー	75,133	494

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	99	275
有形固定資産の売却による収入	278	-
無形固定資産の取得による支出	19	132
投資有価証券の取得による支出	68	335
投資有価証券の売却による収入	447	578
関係会社株式の売却による収入	-	1,050
事業譲渡による収入	799	-
差入保証金の差入による支出	33	50
差入保証金の回収による収入	36	28
投資不動産の売却による収入	-	2,732
その他	95	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,435	3,561
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	58,550	20
長期借入金の返済による支出	20	2,424
短期社債の発行による収入	22,000	20,100
短期社債の償還による支出	17,500	21,800
社債の発行による収入	9,387	7,971
社債の償還による支出	9,365	7,518
少数株主からの払込みによる収入	-	3,394
ストックオプションの行使による収入	-	142
自己株式の純増減額(は増加)	2	2
子会社の自己株式の取得による支出	-	16
配当金の支払額	1,054	3,173
少数株主への配当金の支払額	0	1
その他	38	73
財務活動によるキャッシュ・フロー	55,144	3,424
現金及び現金同等物に係る換算差額	41	247
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	21,465	878
現金及び現金同等物の期首残高	43,330	48,491
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	2,472
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 64,796	¹ 46,898

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲及び持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新たに出資したAsia-Pacific Rising Fund Limited及びAsia-Pacific Rising Master Fund Limitedを連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度末において当社の特定子会社であったTokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited及びTokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limitedは、重要性が低下したため第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

当第2四半期連結会計期間において、池田泉州TT証券株式会社は、第三者割当増資により当社議決権所有比率が低下したため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

連結子会社間の会社分割及び連結子会社の第三者割当増資並びに連結範囲の変更

当社は、平成25年7月19日付の取締役会決議に基づき、株式会社池田泉州ホールディングスと業務提携し、両社の共同出資により、平成25年9月2日から池田泉州T T証券株式会社の営業を開始することについて合意しました。

また、当社の完全子会社である東海東京証券株式会社及び池田泉州T T証券株式会社は、平成25年7月19日付の取締役会決議に基づき、会社分割の方法により、東海東京証券株式会社神戸支店における金融商品取引業を池田泉州T T証券株式会社に平成25年9月2日をもって承継することとする吸収分割契約書を締結しました。

なお、池田泉州T T証券株式会社は、平成25年9月2日付の第三者割当増資によって株式会社池田泉州ホールディングスより出資を受け、当社の連結の範囲から除外(持分法適用関連会社へ変更)しております。

(1) 取引の目的及び概要

業務提携

当社は、平成24年4月より経営計画「Ambitious 5」をスタートさせ、その戦略の一つとして「Alliance & Platform(事業基盤の積極拡大)」に取り組んでおり、これまで培ったプラットフォーム(証券ビジネスに必要なインフラや機能等)を活用することで、合併事業等を通じたグループの営業基盤拡大を目指しております。

株式会社池田泉州ホールディングスは株式会社池田泉州銀行を中核とした関西地域を代表する独立系金融グループであり、その強固な営業基盤と、当社グループの証券業を中心とする高度なノウハウ・機能を融合させることにより、地域に根ざした新しい形の証券会社を創ることができると考えております。

会社分割

当社は、東海東京証券株式会社神戸支店の池田泉州T T証券株式会社に対する会社分割により、株式会社池田泉州ホールディングスとの提携効果を十分に発揮し、関西地域のお客様に対して、地域に密着したよりよい商品・サービスを提供するとともに、池田泉州T T証券株式会社による東海東京証券株式会社の金融商品取引業におけるノウハウの吸収を早期に可能とすることで、一層のシナジー効果が期待できるものと考えております。

第三者割当増資

当社と株式会社池田泉州ホールディングスは、前記の会社分割後、直ちに池田泉州T T証券株式会社が実施する第三者割当増資を株式会社池田泉州ホールディングスが全額引受けることにより、池田泉州T T証券株式会社を両社の合併会社(株式会社池田泉州ホールディングス60%出資、当社40%出資)としました。

(2) 会社分割の概要

会社分割の効力発生日

平成25年9月2日

分割又は承継した資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
現金及び預金	0	預り金	91
顧客分別金信託	150	信用取引負債	239
信用取引資産	239	受入保証金	59
その他	2	その他	0
流動資産合計	393	流動負債合計	390
有形固定資産	11	その他	2
無形固定資産	2		
投資その他の資産	20		
固定資産合計	35	固定負債合計	2
合計	428	合計	392

分割対価の内容

池田泉州TT証券株式会社は、東海東京証券株式会社神戸支店における金融商品取引業の事業価値に対して普通株式1,500株を発行し、会社分割の効力発生日に東海東京証券株式会社に交付しました。また、東海東京証券株式会社は同日、当社に対し当該株式を配当として交付しました。

(3) 第三者割当増資の概要

募集又は割当方法

第三者割当

発行新株式数

普通株式 2,400株

発行価額

1株につき 1百万円

発行価額の総額 2,400百万円

資本組入額

増加する資本金の額 1,200百万円

増加する資本準備金の額 1,200百万円

払込期日 平成25年9月2日

(4) 連結範囲の変更

当社は、前記の第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、当第2四半期連結会計期間において、池田泉州TT証券株式会社を連結の範囲から除外(持分法適用関連会社へ変更)し、持分変動利益(特別利益)として8億94百万円を計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務等

連結子会社従業員の金融機関等からの借入金に対する債務保証の内訳

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)	
連結子会社従業員(2名)	1百万円	連結子会社従業員(1名)	0百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金	65,162百万円	47,286百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	365	387
現金及び現金同等物	64,796	46,898

2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益は、投資有価証券に係る評価減であります。

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,054	4.00	平成24年3月31日	平成24年6月28日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,054	4.00	平成24年9月30日	平成24年11月30日

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,173	12.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年10月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,767	18.00	平成25年9月30日	平成25年11月29日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成25年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(負債)	33,676	33,676	
預り金	18,588	18,588	
長期借入金	3,760	3,760	

(注) 1 約定見返勘定及び預り金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 長期借入金の時価の算定方法

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

当第2四半期連結会計期間末(平成25年9月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(負債)	10,943	10,943	
預り金	36,829	36,829	
長期借入金	1,388	1,388	

(注) 1 約定見返勘定及び預り金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 長期借入金の時価の算定方法

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成25年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	24,594	79	79
	買建	19,049	73	73
金利	債券先物取引			
	売建	2,656	0	0
	買建	1,309	0	0
株式	株価指数先物取引			
	売建	4,883	237	237
	買建	251	9	9

当第2四半期連結会計期間末(平成25年9月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	51,841	524	524
	買建	36,781	496	496
金利	債券先物取引			
	売建	11,732	78	78
	買建	21,758	8	8
株式	株価指数先物取引			
	売建	14,716	11	11
	買建	889	10	10

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	6円53銭	54円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,721	14,480
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,721	14,480
普通株式の期中平均株式数(株)	263,693,459	264,667,010
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		54円39銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		1,574,054
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第102期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)中間配当について、平成25年10月25日開催の取締役会において、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	4,767百万円
1株当たり中間配当金	18円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年11月29日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月7日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 圭 祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 裕 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 晴 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。